

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年11月1日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年11月28日から同年12月19日まで縦覧に供する。

令和4年11月18日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市栗井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 常次下地区	観音寺市経済部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 本庄地区	〃
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下出2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 皿井地区	〃